

# **国立高度専門医療センター特別会計**

## 国立高度専門医療センター特別会計事業の概要

### 1. 概要

国立高度専門医療センター特別会計の前身である国立病院特別会計は、「国立病院特別会計法」（昭和24年法律第190号）に基づき、国立病院の事業を円滑に運営し、その経理の適正を図るため昭和24年7月に設置されたものである。

昭和43年度から従来一般会計で経理してきた国立療養所（国立ハンセン病療養所を除く。）の経理をこの特別会計で行うことになり、「病院勘定」と「療養所勘定」の2勘定が設けられた。

今般、中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所については、医療の高度化、専門化などの環境の変化を踏まえつつ、国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療を全国において確実に実施し、かつ効率的・効果的に業務を行うため、平成16年度をもって、国が自ら運営する必要がある国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除き、独立行政法人国立病院機構に移行した。

国立病院特別会計については、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センターで構成される国立高度専門医療センター特別会計に改正された。

なお、国立がんセンターは昭和37年2月、国立循環器病センターは昭和52年6月、国立国際医療センターは平成5年10月、国立成育医療センターは平成14年3月、国立精神・神経センターは昭和61年10月、国立長寿医療センターは平成16年3月に発足し、それぞれ、がん、循環器病、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病及び成育医療、精神、神経、筋疾患、知的障害その他の発達障害及び長寿医療についての高度先駆的医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行ってい る。

### 2. 本財務書類作成のための基本となる事項

国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年度に改正された特別会計であり、その構成は国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター（武藏及び国府台病院）及び国立長寿医療センターの8施設である。従って、上記国立高度専門医療センターの決算額を本財務諸表に計上している。

なお、歳入の（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出の（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、各国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

## 概要

### 1. 国立高度専門医療センター特別会計の所掌する業務等

#### (1) 創設年度

昭和24年（平成16年4月に国立病院特別会計から改正）

#### (2) 設置目的

国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置、一般会計と区分して経理する。

#### (3) 事業の概要

国民の健康に重大な影響があるがん、心臓病等の特定の疾患等に係る次の機能を一體的に行う高度・専門的な中核的機関として設置。

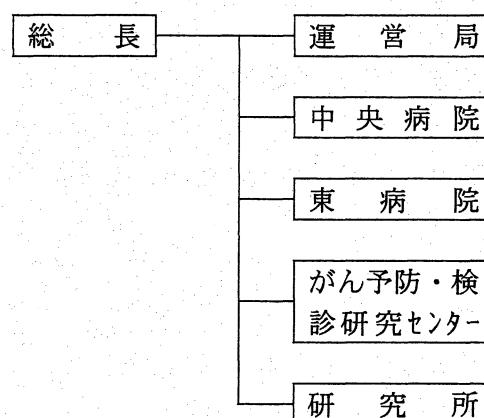
- ① 高度先駆的医療の実施
- ② 研究開発
- ③ 専門医療従事者の研修
- ④ 情報発信

### 2. 組織及び定員

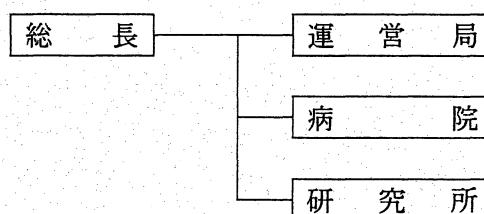
厚生労働省設置法第16条 施設等機関

国立高度専門医療センター 6施設 定員5,584人【平成16年度末現在】

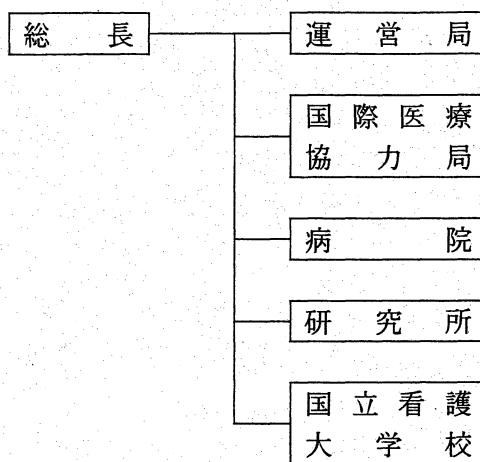
#### (1) 国立がんセンター（定員1,324人）



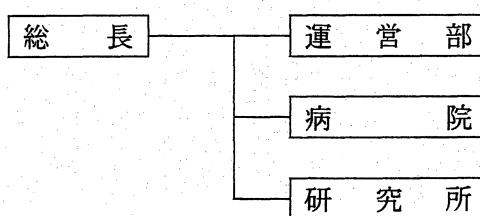
#### (2) 国立循環器病センター（定員996人）



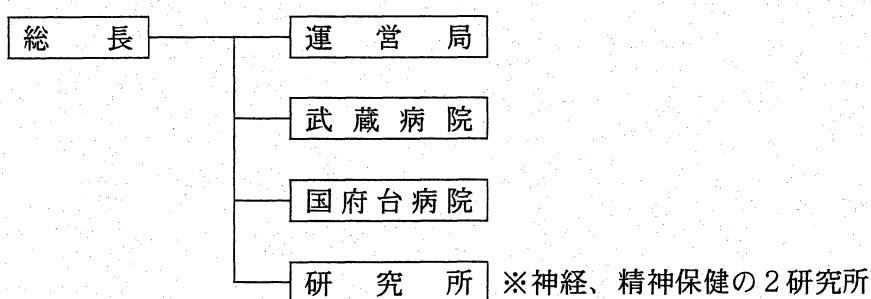
(3) 国立国際医療センター (定員 1,073人)



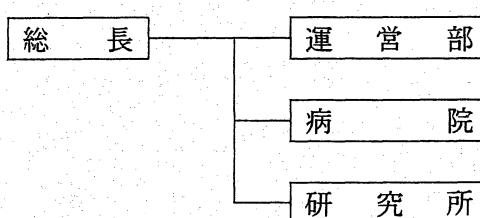
(4) 国立成育医療センター (定員 739人)



(5) 国立精神・神経センター (定員 1,020人)



(6) 国立長寿医療センター (定員 432人)



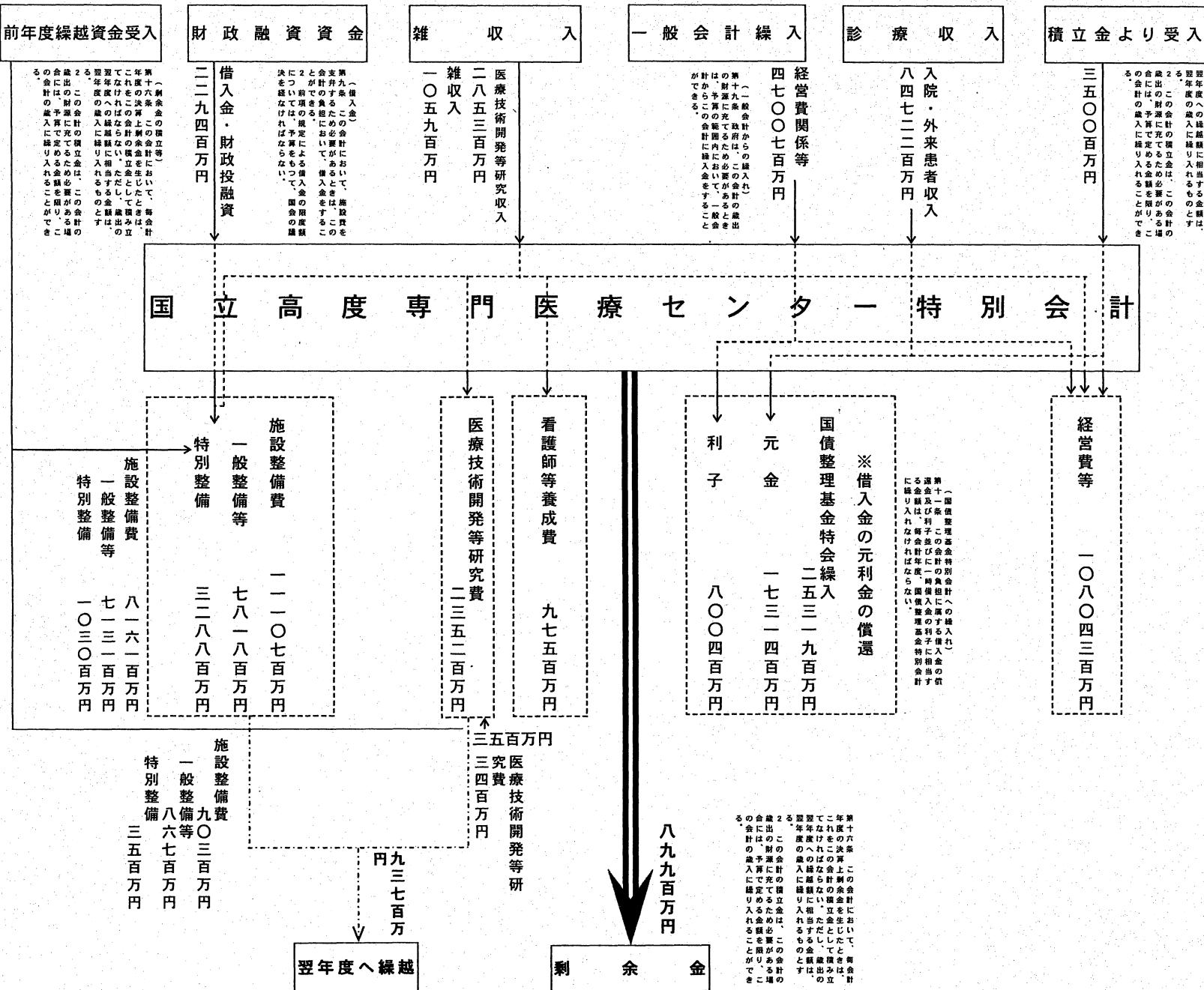
3. 財政資金の流れ  
別紙フロー図参照

4. 岁入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入	歳 出
診療収入 84,722	経営費 108,043
一般会計より受入 47,007	医療技術開発等研究費 2,352
借入金 2,294	看護師養成費 975
積立金より受入 3,500	施設整備費 11,107
医療技術開発等研究収入 2,853	国債整理基金特別会計へ繰入 25,319
雑収入 1,059	
前年度繰越資金受入 8,196	
	計 147,797
計 149,633	
	翌年度の歳入に繰り入れる額 937
	積立金として積み立てる額 899

## 国立高度専門医療センター特別会計のしくみ



## 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	前会計年度 (平成16年3月31日)	当会計年度 (平成17年3月31日)	科 目	前会計年度 (平成16年3月31日)	当会計年度 (平成17年3月31日)
現 金 預 金	13,759	3,899	未 払 金	43	10
た な 卸 資 産	266	197	未 払 費 用	32	39
未 収 金	12,137	11,652	賞 与 引 当 金	3,009	2,883
前 払 費 用	0	0	借 入 金	197,360	235,064
貸 倒 引 当 金	△ 175	△ 194	退 職 給 付 引 当 金	45,293	46,356
有 形 固 定 資 産	352,735	354,469	他 会 計 繰 戻 未 溝 金	9,860	9,860
国有財産(公共用財産を除く)	323,609	324,240			
土 地	143,131	143,131			
立 木 竹	285	297	負 債 合 計	255,599	294,213
建 物	96,585	101,091			
工 作 物	72,486	79,026			
建 設 仮 勘 定	11,119	692			
物 品	29,125	30,229	資 産 ・ 負 債 差 額	123,162	75,849
無 形 固 定 資 産	38	38			
資 産 合 計	378,762	370,063	負債及び資産・負債差額合計	378,762	370,063

## 業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	当会計年度
	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日
人件費	42,444	42,791
賞与引当金繰入額	3,009	2,883
退職給付引当金繰入額	1,168	4,133
医薬品費	14,007	13,263
食糧費	939	906
医療技術開発等研究費	1,598	2,300
委託費	3,931	3,931
一般会計への繰入等費	6	13
一庁の他の経費	36,709	39,989
その他減価償却費	321	473
支払利息	18,191	14,907
貸倒引当金繰入額	6,218	8,043
雜損	126	34
	2,009	2,558
本年度業務費用合計	130,683	136,230

# 資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	当会計年度 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	122,985	123,162
II 本年度業務費用合計	△ 130,683	△ 136,230
III 財源		
1. 自己収入		
診療収入	129,914	142,423
入院患者収入	85,510	95,416
外来患者収入	82,688	64,645
医療技術開発等研究収入	63,507	19,181
運用益	2,053	19,569
雑収入	0	2,853
	768	0
2. 他会計からの受入		
一般会計より受入	44,404	47,007
IV 無償所管換等	946	△ 53,506
V 本年度末資産・負債差額	123,162	75,849

# 区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	当会計年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
<b>I 業務収支</b>		
<b>1 財源</b>		
診療収入	81,913	84,722
看護師養成所収入	203	250
医療技術開発等研究収入	2,053	2,853
運用収入	0	0
その他の収入	261	808
一般会計からの受入	44,404	47,007
資金からの受入	456	3,500
前年度剰余金受入	12,700	8,196
財源合計	141,993	147,339
<b>2 業務支出</b>		
<b>(1) 業務支出（施設整備支出を除く）</b>		
人件費	△ 48,919	△ 50,250
医薬品費	△ 13,976	△ 13,224
食糧費	△ 934	△ 899
委託費	△ 3,931	△ 3,931
医療技術開発等研究費	△ 1,636	△ 2,352
一般会計への繰入	△ 21	△ 24
庁費等の支出	△ 41,969	△ 43,384
その他の支出	△ 321	△ 473
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 111,711	△ 114,540
<b>(2) 施設整備支出</b>		
立木竹に係る支出	—	△ 11
建物に係る支出	△ 1,094	△ 2,451
工作物に係る支出	△ 1,378	△ 4,790
建設仮勘定に係る支出	△ 4,969	△ 684
施設整備支出合計	△ 7,448	△ 7,937
業務支出合計	△ 119,160	△ 122,478
<b>業務収支</b>	<b>22,832</b>	<b>24,861</b>

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	当会計年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
<b>II 財務収支</b>		
借入金による収入	3,930	2,294
借入金の返済による支出	△ 10,283	△ 17,282
利息の支払額	△ 6,220	△ 8,036
<b>財務収支</b>	<b>△ 12,573</b>	<b>△ 23,024</b>
<b>本年度収支</b>	<b>10,259</b>	<b>1,836</b>
<b>資金への繰入（決算処理によるもの）</b>	<b>△ 2,063</b>	<b>△ 899</b>
<b>翌年度歳入繰入</b>	<b>8,196</b>	<b>937</b>
<b>資金本年度末残高</b>	<b>5,563</b>	<b>2,962</b>
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>13,759</b>	<b>3,899</b>

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用している。

#### 2. 有形固定資産の減価償却の方法

##### (1) 立木竹、建物、工作物

定率法を採用している。

##### (2) 物品

定額法を採用している。

#### 3. 引当金の計上基準及び算定方法

##### (1) 貸倒引当金

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後 5 年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当当初予算額 × 6 月支給割合 / 年間支給割合 × 4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当当初予算額 × 6 月支給割合 / 年間支給割合 × 4/6

##### (3) 退職給付引当金

###### i 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

・ 経験年数階層毎職員数 × 平均俸給月額 × 退職手当支給率

###### ii 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存しており、遺族補償年金の支払いに備えるため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

・ 支給率(注 1) × 平均給与(注 2) × 割引率(注 3) の額を平成 12 年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注 1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注 2) 平成 16 年財政再計算による賃金上昇率を使用 (2.1%)

注 3) 平成 16 年財政再計算による割引率を使用 (3.2%)

iii 恩給に係る退職給付引当金

恩給に係る引当金としては、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

iv 整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済掛金のうち、整理資源に係る引当金として、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

4. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

i 国立高度専門医療センター特別会計は平成16年度改正の特別会計であり、国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター（武藏及び国府台病院）及び国立長寿医療センターで構成されている。従って、本財務書類には上記国立高度専門医療センターの決算額を計上している。

ii 歳入：（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出：（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、それぞれ国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

iii 民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

iv 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

1. 国家公務員災害補償年金に係る引当金（退職給付引当金）について

従来、国家公務員災害補償年金に係る引当金（退職給付引当金）については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び長期的な運用利回りが変更されたことに伴い行ったものである。

この変更により、前年度末資産・負債差額が7百万円減少、退職給付引当金が7百万円増加、退職給付引当金繰入額が7百万円増加している。

2. 恩給給付費に係る引当金（退職給付引当金）について

従来、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額については、恩給給付費に係る退職給

付引当金（以下、退職給付引当金）の前年度末残高と当年度末残高の差額を計上していたが、本年度より、文官恩給費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。この変更は、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

また、従来割引率を4.0%として算出していたが、本年度より3.2%として算出している。この変更は、割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び運用利回りが変更されたことに伴うものである。この変更により、前年度の退職給付引当金が2百万円増加、退職給付引当金繰入額が2百万円増加している。

### 3. 承継負債について

平成16年4月1日に国立病院特別会計が改正され国立高度専門医療センター特別会計が発足した際、国立病院特別会計の過去債務（借入金）のうち、国立高度専門医療センター特別会計にかかる分を承継している。この結果、過去債務の承継分として借入金が52,692百万円期中増加している。

### 3. 偶発債務

係争中の訴訟 15件（別紙参照）

### 4. 翌年度以降支出予定額

1. 歳出予算の繰越債務負担額 861百万円
2. 国庫債務負担行為による負担額（財政法第15条第1項） 1,312百万円

### 5. 追加情報等

#### 1. 合算する特別会計

経過措置により、平成15年度において、特別会計財務書類の作成対象から除外されていた国立病院特別会計のうち国立高度専門医療センター以外の部分については、平成16年度において独立行政法人国立病院機構として連結対象に含まれている。

#### 2. 出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第3条、第4条及び第5条の規定に基づき翌年度の4月30日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

#### 3. 貸倒引当金を計上している債権の徵収可能性に係る重大な懸念

i 債 権 名 病院等療養費債権

ii 懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

iii 金 額 185 百万円

#### 4. 財政法第44条の資金

i 資金名 積立金

ii 根拠法令 国立高度専門医療センター特別会計法（以下「法」という。）第16条第1項

iii 内 容 この会計において、毎会計年度決算上剩余金を生じたときは、これをこの会計の積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

#### 5. 各財務書類における表示科目の説明

##### <貸借対照表>

- 「現金預金」には、当該年度末の決算上の剩余金及び繰越金額（積立金）を計上している。
- 「たな卸資産」には、年度末における医薬品、食糧の取得原価を先入先出法により算出した額を計上している。
- 「未収金」には、当該年度末における当該年度分及び過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- 「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険料を計上している。
- 「貸倒引当金」には、未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。
- 「有形固定資産」には、国有財産及び物品の合計を計上している。
- 「国有財産」には、台帳価格から減価償却費相当額を控除した建物、工作物の価格及び土地、立木竹の台帳価格並びに建設仮勘定の価格を計上している。
- 「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- 「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- 「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- 「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法により

当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。

- ・「建設仮勘定」には、繰越工事等に係る不動産の当該年度の支払額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格50万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・「無形固定資産」には電話加入権を計上している。
- ・「未払金」には、当該年度末における児童手当、公務災害補償費等の未払い額を計上している。
- ・「未払費用」には、借入金にかかる未払利子分を計上している。
- ・「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち、当該年度に帰属する引当金を計上している。
- ・「借入金」には、施設の整備財源として財政融資資金から借り入れる額を計上している。  
【法第9条第1項】
- ・「他会計繰戻未済金」には、産業投資特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当金を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

#### <業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月の期末手当及び勤勉手当にかかる引当額のうち当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費、諸謝金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金のうち当該年度に帰属する額を計上している。

#### 【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律】

#### 【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施にかかる経費を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物及び物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金に係る利子を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、本年度に繰り入れた額を計上している。
- ・「雑損」には、無償で物を払い出したとき（所属替払、管理換払、そう失、取りこわし、廃棄処分等）及び誤謬訂正で減少したときの帳簿価格、貸倒引当金をもって処理することのできない未収金の償却額及び他の科目に属さない損失を計上して

いる。

#### ＜資産・負債差額増減計算書＞

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、平成15年度末における資産と負債の差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入及び他会計からの受入額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、診療収入、医療技術開発等研究収入、運用益、雑収入及び雑益を計上している。
- ・ 「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・ 「入院患者収入」には、入院患者の入院料、その他診療に伴う収入及び文書料収入を計上している。
- ・ 「外来患者収入」には、外来患者の診療に伴う収入、委託又は法令の規定により健康診断を行った場合の収入及び文書料収入を計上している。
- ・ 「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附随する間接経費を計上している。
- ・ 「運用益」には、財政融資資金に預託している積立金の運用に係る利子収入を計上している。【法第17条】
- ・ 「その他の財源」には、検査及び使用料収入、公務員宿舎貸付料収入等及び無償で物を受け入れたとき（寄付、所属替受、管理換受等）、誤謬訂正で増加したときの帳簿価格及び他の科目に属さない利益の額を計上している。
- ・ 「他会計からの受入」には、財源の一部に充てるため的一般会計からの受入額を計上している。【法第19条】
- ・ 「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるため的一般会計からの受入額を計上している。【】
- ・ 「無償所管換等」には、効率的な利用を図る等の目的で無償所管換により受け入れられた財産と譲渡した財産との差額を計上している。

#### ＜区分別収支計算書＞

- ・ 「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・ 「看護師養成所収入」には、国立看護大学校における授業料等の収入を計上している。
- ・ 「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附隨する間接経費を計上している。
- ・ 「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、公務員宿舎貸付料、建物及物件貸付料等を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるため的一般会計からの受入額を計上している。【法第19条】
- ・ 「資金からの受入」には、経営費及び施設整備費の財源として積立金より受け入れられる額を計上している。【法第16条第2項】
- ・ 「前年度剩余金受入」には、前年度決算上の剩余金のうち施設整備費等の翌年度への繰越額の受入額を計上している。【法第16条第1項】

- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の購入に係る支出を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の購入に係る支出を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施に係る経費を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「庁費等の支出」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「その他の支出」には、旅費及び諸謝金等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、建設途中であるが、部分払い等により支払った金額を計上している。
- ・「借入金による収入」には、施設の整備財源として財政融資資金からの借入れによる収入額を計上している。 【法第9条】
- ・「借入金の返済による支出」には、国債整理基金特別会計への繰入による借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、国債整理基金特別会計への繰入のうち、借入金に係る支払利息を計上している。

**<特別会計固有の表示科目の内容>**

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第3条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第15条第1項及び第2項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益（損失）を、組入れ（減額し）て整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金（翌年度への繰越額に相当する金額を除く。）を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

また、法第17条により積立金を財政融資資金に預託しており、預託金運用により生じる利子収入を預託金利子収入として歳入へ受け入れている。

**<「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容>**

i 「他会計からの受入」

- ・一般会計より受入

　　国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「他会計への繰入」

- ・ 一般会計へ繰入

「特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律」及び「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律」に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

<単位未満の計数切り捨て>

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。また、100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

## 6. 重要な過年度の会計処理の誤謬等の訂正

1. 退職給付引当金（整理資源）の引当金算出に誤謬が発見されたため修正を行っている。これにより、前年度貸借対照表の退職給付引当金が28,242百万円減少し、前年度業務費用計算書の人件費が3百万円、退職給付引当金繰入額が28,239百万円減少している。
2. 建物及び工作物に係る減価償却計算について、誤謬が発見されたため修正を行っている。これにより、前年度貸借対照表の建物が552百万円、工作物が658百万円増加し、前年度業務費用計算書の減価償却費が同額減少している。

**偶発債務(係争中の訴訟等)集計表(平成16年度分)**

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
国立高度専門医療センターにおける医療訴訟	105	東京地裁平成12年(ワ)第20918号 東京高裁平成16年(ネ)第1153号	患者はPTCA時に死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	50	東京地裁平成14年(ワ)第2297号 東京高裁平成16年(ネ)第1050号	食道潰瘍摘出術後に難治性胸痛が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	810	甲府地裁平成14年(ワ)第312号	舌癌再発下顎全摘術後に身体障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	93	東京地裁平成14年(ワ)第18495号	胚細胞腫開頭術後に左半身に麻痺が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	30	大阪地裁平成15年(ワ)第2760号 大阪高裁平成16年(ネ)第2165号	人工透析用のカテーテル挿入時にカテーテル先端部が下腿静脈を損傷させたことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	150	大阪地裁平成15年(ワ)第4492号	脳動静脈奇形の治療の際の過失により後遺障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	47	大阪地裁平成15年(ワ)第8623号 大阪高裁平成16年(ネ)	大動脈弁置換術後にMRSAに罹患させられたとして、患者が損害賠償を求めるもの
	56	東京地裁平成15年(ワ)第22368号	下垂体腫瘍摘出術の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	111	東京地裁平成15年(ワ)第24155号	血球貧食症候群患児に対する治療の際の過失により死亡したとして、患児の遺族が損害賠償を求めるもの
	9	東京地裁平成15年(ワ)第27621号	肝細胞がんの治療の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟	38	東京地裁平成15年(ワ)第28484号	イレウスの治療の際の過失により、病状が悪化したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	61	東京地裁平成16年(ワ)第8109号	肝切除術の結果、悪性は否定的であり、術中に肝動脈を損傷したため止血が困難となり死亡に至ったとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	140	大阪地裁平成14年(ワ)第7614号 大阪高裁平成16年(ネ)第3560号	看護師の死亡について遺族が損害賠償を求めるもの
	3	東京地裁平成16年(ワ)第24107号	子宮頸癌の治療のため放射線治療を受けた際の職員の対応によって屈辱を受けた等として慰謝料を求めるもの
	8	東京地裁平成15年(ワ)第16266号	診察時に医師から左耳を殴打されたとして損害賠償を求めるもの
合計	1,718		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載

(注2)事件番号毎に記入

(注3)損害賠償等の金額が10億円を超える件名については個別の件名ごとに記載

## 附 屬 明 細 書

### 1. 貸借対照表項目に関する明細

#### (1) 資産項目の明細

##### ①たな卸資産の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
医薬品	238	13,224	13,285	-	177
食料品	27	899	906	-	20
合計	266	14,123	14,192	-	197

##### ②未収金の明細

(単位:百万円)

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高
診療収入	個人	11,610
雑収入	個人	42
合計		11,652

##### ③固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
【行政財産】						
(有形固定資産)						
国 有 財 産 (公用用財産を除く)						
土 地	137,491	-	-	-	-	137,491
立 木 竹	285	12	0	-	-	297
建 物	96,585	9,010	619	3,885	-	101,091
工 作 物	72,411	12,369	652	5,170	-	78,956
小 計	306,773	21,391	1,272	9,056	-	317,836
【普通財産】						
(有形固定資産)						
国 有 財 産 (公用用財産を除く)						
土 地	5,640	-	-	-	-	5,640
立 木 竹	0	-	-	-	-	0
工 作 物	75	-	-	5	-	70
小 計	5,716	-	-	5	-	5,711
建設仮勘定	11,119	2,723	13,151	-	-	692
物 品	29,125	8,061	1,112	5,846	-	30,229
(無形固定資産)						
電話加入権等	38	-	-	-	-	38

#### (2)負債項目の明細

##### ①未払金の明細

(単位:百万円)

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高
児童手当	個人	6
公務災害補償費	個人	1
恩給負担金	国	1
合 計		10

##### ②借入金の明細

(単位:百万円)

借 入 先	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
財政融資資金	197,360	54,986	17,282	235,064

## ③他会計繰戻未済金の明細

(単位：百万円)

繰 戻 先	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
産業投資特別会計	9,860	-	-	9,860

## 2. 業務費用計算書の内容に関する明細

## (1)委託費の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連絡対象の有無
委 託 費	個人	3,931	がん、循環器病等に関する研究委託	無

## 3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

## (1)雑収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金 額	備 考
雑 収 入	雑収入	8,347	

## (2)財産の無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資 产 等 の 内 容	所 管 换 等 の 理 由	備 考
財産の無償所管換等（受）	—	578	建 物	誤 謬 訂 正	
財産の無償所管換等（渡）	—	1,392	退 職 給 付 引 当 金	整理資源に係る退職給付引当金の差額	
△	—	52,692	借 入 金	過去債務分の承継	
財 产 の 交 換 差 額		△ 53,506			

## 4. 区別別収支計算書の内容に関する明細

## (1)その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金 額	備 考
雑 収 入	雑収入	808	

## (2)資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
積 立 金	5,563	899	3,500	2,962

# 国立高度専門医療センター特別会計

## 工事別事業実績

単位:百万円

工事及び工事箇所	経 費			財 源 内 訳				差引額
	支出額	翌年度繰越額	計	一般会計より受入	借入金	前年度繰越額	計	
国立がんセンター中央病院 研究所老朽対策整備工事	2,220	0	2,220	0	0	2,220	2,220	0
国立がんセンター東病院 手術室改修整備その他工事	177	0	177	0	177	0	177	0
国立循環器病センター 老朽配管更新等整備工事	185	0	185	0	184	0	185	0
国立精神・神経センター武蔵病院 神経筋難病疾患研究施設整備工事	1,476	0	1,476	0	0	1,781	1,781	304
国立精神・神経センター武蔵病院 研究所改修工事	435	0	435	435	0	0	435	0
国立精神・神経センター武蔵病院 心神喪失者等専門病棟等整備工事	399	577	976	32	0	950	983	6
国立精神・神経センター武蔵病院 看護師宿舎整備工事	155	42	197	12	185	0	197	0
国立国際医療センター 看護師宿舎等改修整備工事	36	0	36	0	35	0	36	0
国立成育医療センター 研究所整備工事	2,833	0	2,833	775	0	2,057	2,833	0
国立長寿医療センター 病棟等改修整備工事	1,030	0	1,030	0	0	1,030	1,030	0
合 计	8,950	619	9,569	1,257	583	8,040	9,881	311

※ 上記経費等は、箱物整備のみであり、医療機器等の経費は含んでいません。

# 平成16年度借入金の償還額等

国立高度専門医療センター特別会計

## 【平成16年度償還額】

(単位：百万円)

区分	財政融資資金
平成16年度償還額	17,282

## 【平成16年度末借入総額】

(単位：百万円)

	財政融資資金	産業投資	合計
平成15年度末借入総額 (A)	250,052	9,860	259,913
平成16年度借入額 (B)	2,294	0	2,294
平成16年度償還額 (C)	17,282	0	17,282
平成16年度末借入総額 (A) + (B) - (C)	235,064	9,860	244,924

## 【借入金の償還期限及び償還方法】

区分	借入年度	償還期間	償還方法
<b>財政融資資金</b>			
平成8年度以前	施設整備・ 医療機械整備	昭和55年度～ 平成8年度	25年
平成9年度以降	施設整備 医療機械整備	平成9年度～	25年 10年 5年据置半年賦元金均等償還 1年据置半年賦元金均等償還
<b>産業投資</b>			
平成14年度	施設整備	平成14年度	5年 1年据置均等年賦償還

## 【平成16年度以降償還額】

(単位：百万円)

年度	財政融資資金	産業投資	合計	(参考) 財政融資資金利息
平成16年度	17,282		17,282	8,036
17	17,580	3,286	20,866	7,253
18	17,627	3,286	20,914	6,491
19	17,219	3,286	20,506	5,807
20	16,580		16,580	5,186
21	15,921		15,921	4,616
22	15,321		15,321	4,089
23	14,397		14,397	3,593
24	13,392		13,392	3,127
25	12,796		12,796	2,689
26	12,148		12,148	2,276
27	11,379		11,379	1,894
28	10,686		10,686	1,552
29	10,146		10,146	1,255
30	9,654		9,654	984
31	8,715		8,715	738
32	7,700		7,700	533
33	6,512		6,512	374
34	5,225		5,225	254
35	4,193		4,193	167
36	3,388		3,388	100
37	2,386		2,386	51
38	1,265		1,265	21
39	543		543	8
40	247		247	3
41	29		29	0
合計	252,347	9,860	262,207	61,106

※平成16年度までの借入金に基づく償還額であり、平成17年度以降の計画は含んでいない。